

Title	異端審問の起源に関する一考察
Sub Title	An essay on the origins of the inquisition in the middle ages
Author	神崎, 忠昭(Kanzaki, Tadaaki)
Publisher	三田史学会
Publication year	1985
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.54, No.4 (1985. 5) ,p.99(371)- 120(392)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19850500-0099

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

異端審問の起源に関する一考察

神 崎 忠 昭

序

周知の如くキリスト教教会には常に多くの異端が存在している。既に使徒時代には、パウロ書簡に見られるように儀式や慣習をめぐって意見の相違や分派が見られるし、キリスト教が広まっ
ていくにつれて、古典古代末期には三位一体論やキリスト論などをめぐる様々な異端が生じた。現在のように信仰の領域と世俗の領域が分離し、原則として信仰の自由が保障されている時代からすれば理解は困難だが、双方が不可分とされた時代においてはキリスト教が国教になると、ローマ帝国立法、そして教会会議の教令、教父たちの見解などが異端に対して様々に規定するようになった。帝国立法は異端者に対し一般に厳しく、異端を大逆罪と同視し、死刑・追放刑・財産没収刑などを課し、教父たちは結果としてその決定を是認する傾向が強かったといえるだろう。⁽¹⁾
さて西欧にキリスト教信仰がまだ浸透せず、ましてや異端がほとんど存在していなかった時代においては、異端者をどのよう

異端審問の起源に関する一考察

に扱うべきかは問題にならず、問題になったとしても神学的哲学的なものに過ぎなかった。しかし本稿の対象とする時代、特に11世紀以降、新しい社会構造が定着する一方で西欧の飛躍的上昇などによって聖職者・修道士・貴族以外の平信徒の信仰が覚醒していくと、異端は再び現われ始めた。特に南フランスなどのような異端活動の激しい地方では、徐々にカトリック教会に対立する異端の教会組織が形成され、遂にはとって替る事態も生じた。加うるにまた異端か正統かの判然としない新しい宗教的要求が強く示されるようになると、彼らを教会がどのように扱うかという問題が再び重要となったのである。

この時期の民衆宗教及び異端への教会の対策については、H・グルントマンの古典的著作「中世の宗教運動」の中で彼が主張した見解がよく知られている。すなわち、教会は民衆宗教運動の重要性に理解がなく、本質的には正統的である人々を異端にはしらせ、かつ彼らをどのように扱うか明確で統一的な対策をもっていなかった。しかしインノケンティウス三世の時代に大転換が行な

九九 (三七二)

われ、彼はあらゆる可能な手段を用いて頑固な異端と戦う一方、和解しうる宗教的集団を教会の内に吸収しようとした。が、結局彼の吸収の試みはヒエラルキア教会の反対にあって挫折し、継続されなかったというものである。⁽³⁾

本稿の目的はグルントマンの見解を先達として、それ以降の研究にあたりつつ異端および民衆宗教運動に対する教会、特に教皇庁の態度を考察することである。

I

紀元千年頃から西歐に異端者が現われたという報告がみられるようになる。これらの異端者の性格および起源については様々な論争が行なわれ、例えば11世紀の異端の起源が東方伝来のものであるか、それとも西歐内部で生じたものか、などいまなお決着がつかないでいる。また彼らの教えや生活も多様で特定は困難である。しかし、全ての異端者が直接、あるいは説教などを通じ間接に聖書からインスピレーションを得ていたことは明らかであり、それ以前には宗敎生活にあずかれなかった層の人々の広汎な支持を受けていた。

これに対し教会人にとって異端は現実的なものではなかった。最も早く報告された例の一つである一〇一八年頃のアキテーヌの異端を年代記者は「マニ教徒がアキテーヌに現われ、人々を迷わしている。」⁽⁴⁾としている。このように異端者は、「マニ教徒」「アリウス派」などとよばれることが多かった。⁽⁵⁾異端は現実的理解を通じてよりも、おそらく教父たち、特にアウグスティヌスの異端

論駁書および教会会議の敎令を通じて知られたものであった。⁽⁶⁾例えばノジャンのギベルトゥス(一一二六年頃没)は一一一四年頃ソワッソンに現われた異端者について、「もしアウグスティヌスの記した異端を読んだならば、彼ら(ソワッソンの異端者)がマニ教徒に一致することを発見するだろう。」⁽⁷⁾と書いている。教会が異端者を類型的に眺め、現実的な認識が乏しかったことは明らかである。

この新しい運動に対して教会当局の対策は明確ではなく、同時に慨して寛容であった。その最も顕著な例は一一四〇年代のリエージュ司教ワゾーの勸告である。彼は当時最も洗練された思想家の一人であったが、その彼に、シャロン・シュール・マルヌ司教ロゲリウス二世は異端者に刑罰を与えるべきであると内心では傾きつつも迷い、ワゾーに質問した。これに対しワゾーは、もちろん異端は許し難いものとは考えていたが、主の例を模倣し、侮辱や攻撃に耐え、柔和で謙遜でなければならぬと説いた。そして聖書の中の毒麦と小麦の比喩を引用し、毒麦と一緒に神の王国の子である小麦を抜きさらないようにしなければならぬ、異端は最後の審判の時の神の裁きにまかせ、潜越にも神の裁きを横領すべきではない、そして世俗の剣によらず、単に破門するにとどめるべきだと勸告した。⁽⁸⁾彼の意見はある意味では伝統的な聖書解釈に属し、さらに、異端者は人々を正しい信仰に導く故に有益であるという聖書解釈も存在したほどだったのである。⁽⁹⁾この時期の教会の態度は来世的であり、現世的には刑罰を加えず破門によって異端者を教会から切り離し、彼らに救いを保障せず、神の裁きに

任せるというものが主流だったのである。

さらに、ワゾーとロゲリウス二世の交渉に示されているように、異端問題は教皇庁に問い合わせるのではなく、司教毎に解決が求められた。それ故に、ワゾーのような名望・学識を備えた高位聖職者に助言が求められたのである。また、地方教会会議の決定が下されたにしても他の地方では知られずあるいは効力なく、地方主義的で、統一の方策は定まっていなかったのである。

しかしながら、異端者の多くは火刑・溺刑などの刑罰によって処刑された。これは教会当局のイニシヤティブによってではなく君侯や民衆によって行なわれたものであった。例えば、中世最初の異端者の火刑が執行された一〇二二年のオルレアン教会会議で、主導権をとって異端者に死刑を課したのは民衆に支持されたフランス王ロベール二世であった。⁽¹⁰⁾ また一〇二八年頃のモンテフォルテの異端に死かあるいは回心をつきつけ、結局火刑に処したのもミラノの市民であった。⁽¹¹⁾ 聖職者が現実の異端者の判断に迷い留保している内に、民衆が異端者の入られていた牢獄に乱入し連れ出し、火刑に処した例もしばしば報告されている。民衆にとつて、異端は現代とは異って単なる内面的信仰の問題ではなく、疫病のように伝染するものにとらえられ、異端の存在のため社会全体が神から飢饉や戦争などの罰を受け、他の人々の魂の救いをも危くするものと考えられていたためであった。⁽¹²⁾ また異端者か否かという判断も、焼けた鉄などの神盟裁判に委ねられ、時には顔が青いとか、鶏が殺せないとかの理由で決定される場合もあったのである。⁽¹³⁾

異端審問の起源に関する一考察

要するに、この時代の教会の異端対策は、来世的で司教中心的で、現世的・統一的ではなく、寛容とさえ言うものだったのに対し、世俗権は厳罰主義的であったといえよう。

グレゴリウス改革期の教会（これ以降は教皇庁の態度を主たる問題とする）の異端及び民衆宗教運動に対する立場は微妙である。例えば、ミラノのパタリア運動に対する教皇庁の関与はどの程度のものであったのか、あるいは一〇七六年のカンブレのラミルドゥスの問題などにおいて明らかであるような聖職売買などと秘跡授与権の有効性の関係はいかなるものであるか、など行動は複雑で振幅が大へん大きい。本稿ではこれらの問題を扱わないが、改革教皇座の主張は貞潔をめぐる異端などを触発・加速し、信仰への民衆の関心を増大させ、宗教生活への願望を強めたことは明らかであろう。また十字軍運動などの教会主導の運動が信仰の覚醒をより促進したことも確実である。土壌はより豊かになったのである。

またグレゴリウス改革後期の結果、教会は世俗権から解放され一つの独立した領域を形成し、教皇庁は教会内にある程度の権威を確立するようになった。さらに、S・チャドロウの示すように一三〇年の教会分裂の状況下で、グラティアヌスが教会法令集いわゆる「デクレトゥム」を編纂し、天上の教会と地上の教会という従来の二元的教会論に対し、地上的制度的な教会を強調するようになる態度は変化し、異端に対する新しい立場があらわれてきた。⁽¹⁴⁾

「デクレトゥム」には本来の文脈から切り離された多くの典拠が引用されているが、⁽¹⁵⁾教会における教皇の首位性を主張するものが多く含まれている。例えば「聖ペテロと他の使徒たちと教父たちからあなた方が受けとったこと以外を教え、意見としないようお願いする。」という教皇マルケルスの偽教令や、「信仰の問題が論ぜられる際には、すべての兄弟と司教は常にペテロに、すなわちペテロの頭位と名の權威に問い合わせなければならぬと私は信じる。」という五世紀の教皇インノケンティウス一世などの主張が含まれているのである。⁽¹⁶⁾つまりペテロの首位性を強調し、その後継者である教皇庁の權威を高め、ローマが信仰の規範であり、信仰の全ての問題を教える権利があると主張するのである。当然、信仰の領域に属する異端の問題は教皇座によって決定されるべきであるという態度が生まれる。ワゾーの主張に顯著に示されているような神の審判にまかせるといった態度は徐々に消え去り、教会、特に教皇庁の下で異端を地上において処置しようという態度が生じてきた。

グラティアヌスの論じている異端とは、もちろん、シモニア的異端、教会分裂をめぐる異端であるが、容易に後の教義的あるいは生活的異端の対策に転用できた。⁽¹⁷⁾グラティアヌスは、異端対策に三つの主たる原則を立てた。(一)公共善という考えに基いて、教会の教義的社会的構造に対する深刻な打撃は罰せられる。(二)世俗権は教権に従い、教権と同じ利害同じ敵をもち、そのため同じ防衛反応を示さねばならない。(三)異端者は異教徒と同一視され、対異端戦争は神聖で功績をもたらすものである。また異端への刑罰

についてグラティアヌス是对人的には、鞭打刑、追放刑などの身体的刑罰を認め、「教会は血を嫌う」という原則に従って死刑は禁じている。しかし実際には、死刑宣告者が公的權威をもち、全体の善が問題になるという条件で死刑も認めているのである。また对物的には、異端者は所有権をもたないとされた。全てのものは神に属し、神に逆う者は権利を保持できないからであった。⁽¹⁸⁾「デクレトゥム」は私的編纂物ではあったが後世の影響は大きかった。異端が勢力を増し、対応が急務になるにつれ、この後の教皇庁の異端対策は、体系化の基礎理論としてこの影響を大きく受け、次第にその方針に沿って法的になっていった。

「デクレトゥム」と同じ方針に沿って、一一一九年のトゥールーズ教会会議、一一三九年の第二ラテラノ公会議はほぼ同じ条文で、「修道者の外観を装い、主の体と血の秘跡、幼児洗礼、司祭職など教会の職、合法的結婚の誓約などを否定する者たちを私は神の教会から放逐し断罪する。そして世俗権によって罰せられることを命ずる。また彼らの保護者を同じ断罪の罰に課する。」⁽¹⁹⁾としている。

しかし、これらの決定は広く知られたわけではなく、例えば、一一四四年リエージュの聖職者は異端をどのように扱うべきか教皇インノケンティウス二世に質問している。⁽²⁰⁾教皇に問い合わせるなど以前よりも教皇の權威は強く意識されるようになった。が、あくまで教皇の役割は受動的なものに過ぎなかったのである。また地方教会会議の決定はなお世俗権に大きく引きずられ民衆的要素を含んでいた。例えば、ローマ帝政以降最初の明確な対

異端刑罰を定めた一一五九年のランス教会会議は、訴訟手続の一つに焼けた鉄による神盟裁判を加え、迷信的判断に委ねていたのである。⁽²¹⁾

II

教皇アレクサンデル三世（在位一一五九年—八一年）の教皇在位の間にもいくつかの異端が生じた。H・グルントマンは、一一六二年のフランドルの異端者と、一一七九年の第三ラテラノ公會議におけるヴァルデス派の二例を挙げ、教皇庁の安定しない態度と無理解を主張している。この二例について、その経緯を少し詳しく考えてみたい。

一一六二年のフランドルの異端者は「新マニ教徒」と非難され、「ポプリカーニ」と呼ばれているが、彼らの行動や教えについて詳しくは知られていない。しかし、ランス大司教に告発され、後述のように大司教を買収しようとしたことから富裕な市民であると推測される。大司教に断罪された異端者たちは教皇に上訴した。そして大司教の書簡を受けてアレクサンデル三世は、一一六二年十二月二十三日付の書簡で次のように返答している。

「神の僕の僕、司教アレクサンデルは、尊き兄弟ランス大司教ヘンリクスに挨拶と使徒の祝福を与える。

親愛なるあなたが、彼らに反して私の許に親書を送られた、信仰の教えにおいて逸脱したかの異端の市民たちを、私はそれに適しいと思われる十分な厳しさをもちて迎えました。そしてそのような者たちに私が示すに相応な苛酷さを私は彼らに示しました。

異端審問の起源に関する一考察

しかし、分別あり賢明なあなたは、無実な者たちの生命を教会が厳しく罰するよりも、罰せらるべき罪ある者たちを許す方がより賢くかつ害が少ないことを知るべきです。また教会人たちは悪を正す際に度を越えかつ厳しいと思われるよりも、寛大である方がはるかに適わしいのです。聖書がそれを確認して言っています。『過度に正しくあろうとしてはいけない。』また他の箇所では『あまりに鼻をかむ人は血を出す。』しかし、私は最愛の息子であるあなたに、このことのみならず、他のすべてのことについても、神に従ってできる限りのことについて知らせ、かつあなたにより親しく敬意を表したいのです。それ故私は、兄弟たちの助言によって私が決定しなければならぬことを親愛なるあなたに近いうちに神の助けがあれば再び書き送りましょう⁽²²⁾」

これに対し、フランス王ルイ七世は返書を送り、強い処罰を求めている。

「……私の兄弟ランス大司教ヘンリクスは最近フランドル地方を廻った際に、その地で人々が道を逸れ、最も悪しき誤謬に加担し、マニ教徒の異端に陥っているのを発見しました。彼らは俗にポプリカーニとよばれ、彼らの行なっているある戒律の遵守によって実際よりも良く見られています。もし方が一彼らが栄えたならば、私たちの信仰に大きな打撃となるでしょう。特に不安が広まり、より深く根をおろしているかの地方においてはなおさらです。もしかりに大司教がこれらの敵たちを放任し、この誤謬を大目にみさえしたならば、彼はこの見返りとして彼らの提示した銀六百マルクという巨額の金を得ることができたでしょう。しかし

彼は彼らが逃れることを許さなかったので、彼らはあなたの許に上訴したのです。しかし、かくも有毒で危険な問題について賢明なあなたはより入念に注意していただきたく、このように有害な疫病が広がらない前に除去するように配慮して下さい。それ故に私はキリスト教信仰の誉れのために、あなたの最愛の息子である大司教の助言に従って、事件が進むことをあなたが許されずように、また神に反対して頭をもたげるかの者たちが滅ぼされるように切に懇願します。このような者たちに対する厳しさは、現在かの国において敬虔を愛しているすべての人々にとって賞賛に値するものとなるでしょう。しかしもしあなたがこのように振る舞われなかったならば、信者たちの心にはそわず、彼らの不満のつぶやきは容易におさまらず、あなたと聖なるローマ教会に対する冒瀆へと多くの人々の口を開くこととなるでしょう。⁽²³⁾

この脅迫的な書簡に対して教皇は一一六三年一月十一日次のように返書を送っている。

「……フランドル地方で異端として告発された者たちの問題について、陛下が私におくられた書簡をしかるべき好意をもって受け取り、その主旨を入念に検討した結果、私は陛下に次のことをお知らせすべきであると考えました。つまり彼らのうちの何人かが沢山の書簡を携え私の前に現われ、異端の逸脱には全く関係がないと自ら主張した際に、私は私の書簡をもたせて彼らを私の尊き兄弟ランス大司教ヘンリクスの裁きに送ろうとしたことです。しかし彼らは大司教の許に行くことを望まず、彼らのうちの二人は書簡をもたずに立ち去りました。また他の者たちは、私の許に

現在に至るまで留まり、どうしても帰ろうとはせず、私によって正しい裁判で裁かれることを望んでおります。しかし私は神と正義の許す限り全てのことについて常に志向と意志によって、あなたの助言を実行しております。

この件についてもあなたの、そして前述の大司教と他の教会人たちの助言を充分受けとるまでは彼らの主張を聞くつもりはありませんでしたし、これからも全く聞かないでしょう。私の意志と志向は、前に申し上げた通りすべてのことについて陛下の助言を受け入れ、誉れと栄えあるあなたに対し熱烈な配慮により注意深く心を向けることであり、最愛の息子であり、神に次ぐ教会の保護者であるあなたの意見により耳を傾けることであり、あなたをすべてについて讃えることであります。⁽²⁴⁾

続いて、同年七月七日ランス大司教ヘンリクスに宛てて教皇は以下の書簡を送っている。

「……最も聖なるローマ教会への、そして特に私個人へのあなたの熱烈で真執な献身を、私は絶えざる実践の故に認めておりますが、私の最愛の息子として教会の主要な四肢としてあなたに愛情と好意を示し、全ての愛情の腕をもって抱擁し、あなたの誉れと幸福をより熱心に求めます。ところで、G…、J…、R…という市民たち、彼らと共に来たR…、という名の女性、また彼らの仲間である他のフランドルの市民たちは長い間私と教皇庁につきまとい、自らの悪評について裁きを熱心に求めましたが、私はどうにかして彼らを追い払おうとしました。それは、罪ある者を許すことなく、罪なき者を罰しないように私は最大限注意せねばな

らぬからであります。あなたとあなたの教会の、そしてフランス王国内の私の兄弟である司教たちの助言と審問を充分私が得るまでは、この件の決定を延期するべきと考え、かの市民たちを一時故郷に帰すことを親愛なるあなたに報告しようと思えます。それは、私が彼らを召換したならば、私の前に出頭し、私と教会の判決を反駁することなしに受け入れ、遵守するという条件においてです。それ故に親愛なるあなたに切に願いたいことは、かの市民たちの生活と行状をよく知っている他の人々から事実を十分に調査し、私に知らせるように努めることです。その結果あなたとあなたの教会の、そして私の兄弟である他の司教たちの助言と審問、そして経験と情報によってこの問題について裁定を下せるでしょう。しかしこの間に、前述の市民たちがその身体及び財産にかなる損害と危険を蒙むことは私は望まず、正しいことではないので、親愛なるあなたに次のように命じます。(mandamus) 彼らの仲間の市民たちに命令して、彼らの身体及び財産にかなる損害をも敢えて加えず、損失を与えないようすることです。……」⁽²⁵⁾

このフランドルの異端をめぐる応酬においてアレクサンデル三世は国王に対して非常に迎合的態度を示し、彼の意見に神と正義の許す限りは従うと表明している。当時教皇は皇帝フリードリヒ一世と闘争を行ない、ローマの外で登位し、対立教皇を支持されフランス国内に逃れており、⁽²⁶⁾ルイ七世の支援を可能な限り求めなければならなかったことは確かである。しかし教皇は国王の強硬な反対を受けて、当初の隠和な立場つまり、「無実な者たちの生命を教会が厳しく罰するよりも、罰せらるべき罪ある者たちを許す

異端審問の起源に関する一考察

方がよい」を放棄して、強硬な立場をとるようになったといえようか。

確かに、これらの書簡がかわされている間に、一一六三年六月十九日教皇はトゥールで教会会議を主宰し、その第四条で異端に對し次のように決定を下した。この教会会議では教皇自身が決定し、司教たちは彼の決定に従ったという。⁽²⁷⁾それ故に、以下の決定は教皇個人の考えを反映していると考えられる。

「トゥールーズ地方に久しい以前から断罪さるべき異端が生じ、次第に癌のように近隣の地方に広がり、ガスコニーや他の地方で既にひじょうに多くの人々を害した。異端は蛇のように隠れて広がり、密かにはいり込むだけに主のブドウ畑に深刻な害を与える。それ故に、彼ら異端者に対して警戒するようにかの地に在する司教及び全聖職者に命ずる。もしかの異端に加担する者が発見されたならば、彼らに、何人といえども所領内で隠れ家あるいは保護をあえて与えることのないように破門の威嚇をもって禁じる。……しかしながら誰であろうと、これに反して行動しようとする者は、異端者の誤謬に加担した者として破門に処せられる。異端者もし逮捕されたならば、カトリック君侯によって牢獄に入れられ全財産を没収され罰せられる。また彼らは多くの地方でしばしば一つの隠れ家に集まり、共に生活するいかなる理由もないのに誤謬の一致の故に一つの家に滞在している。このような集會はより注意深く探されなければならない。もし眞実存在していたならば、教会法上の刑罰で禁じられねばならない。」⁽²⁸⁾

異端者たちを破門に処し、彼らの保護者をも同様の刑罰を課し

世俗権の協力を命じている。異端者に対し厳しい態度である。しかし、この決定はフランス王の干渉による立場の変更であるとは思われない。なぜならば第一に、フランドルの異端をめぐる交渉が行なわれる前、一六二二年五月十七日にアレクサンデル三世はモンプリエで教会会議を召集しているが、その際に「いかなる世俗の君侯であろうと教会人から警告を受けても、彼ら異端者に世俗の裁治権を行使しようとする者は、ラテラノ公会議で定められたように彼らと同じく破門に処せられることを定める。」⁽²⁹⁾と決定した。ここにおいても世俗の君侯たちに協力を命令し、異端者及びその保護者の破門を規定しており、骨子においては変更は加えられていないからである。

第二にランス大司教ヘンリクス宛の第二の書簡においても、「罪ある者を許すことなく、罪なき者を罰しないよう」と言明しているからである。送還することは実際的には死刑を宣告したとことと同じであるかもしれないが、身体及び財産の安全を命じている。最大限に、異端者への過度の処罰を行なうことを戒め、実質的にはともかく原則的には譲らなかつたのである。そして第一の書簡の表現との違いは、フランス王の干渉の結果というよりは、むしろ修辭上の問題と思われる。なぜならば、それ以前から彼は異端者にふさわしい刑罰を求める表現を用いているからである。

アレクサンデル三世は教皇となる前、著名な教会法学者ロランド・バンディネリとして著作を残しているが、彼は異端者に対するある刑罰を考えていた。つまり異端者を火刑に処するためではなく、彼らを正統信仰に立ち戻らせるためであつたならば、

異端者を追求してもよい。追放・財産没収・破門などの刑罰は治療的性格をもち、異端者を孤立化させ、そして自らの誤ちを認めさせ、教会の内に帰正させることを目的としていたのである。しかし刑罰を課さねばならないならば、「復讐の精神によってではなく、愛の精神によって」行なわなければならないとした。⁽³⁰⁾ 歯止めはついていたものの、「異端者を罰し彼らの財産を没収する際に、悪に対し悪を行なうのではなく、悪に対し善を、不正に対して正義を行なうことを裁判官は疑えない。」⁽³¹⁾ 霊的ではなく世俗的な刑罰も正当化されていたのである。また異端者の死刑については、「矯正という正義の理由により、悪しき人々を滅ぼすことは正しく神に仕えることである。」死刑も以上のような条件に加え、正当な権威者によって執行されるという条件で正当化されていた。⁽³²⁾

さらに彼は一一七九年第三ラテラノ公会議において、異端に対する十字軍を認め、彼の教皇特使枢機卿司教ヘンリクス（前述のランス大司教とは別人物）は実際に一一八〇年十字軍を召集しベディエ副伯と戦つたのである。⁽³³⁾ 異端者の死刑あるいは戦争は首尾一貫して、彼の考えにおいて認められており、グラティアヌスの「デクレトゥム」の伝統を受け継いでおり、国王との交渉の結果硬化したとは考えられない。柔剛両面の考え方は一貫しているのである。

むしろ、このフランドルの異端者をめぐる処置を通じて幾つかの別の重要な変化が認められる。

第一に、異端問題について教皇への上訴が行なわれたことである。⁽³⁴⁾ 既に教皇庁への上訴の氾濫はクレルヴォーのベルナルドウス

の批判などを通じても推測されるが、教会人のみならず、市民たちさえもが上訴を行なったことは後の教皇たちに確認を求める動きの先駆と思われる。アレクサンデル三世は、靈的問題が関係する領域においては世俗権に対する教権の独立と優位を主張し、同時に教会の唯一の立法者、教義の定義者、聖職者管理の首長、教会の裁治権に属する全ての問題の判定者として行動した。⁽³⁵⁾大司教宛の第二の書簡にあらわれているように、異端問題が最終的には教皇権の管轄下に入ることを明らかにしたのである。

第二に、この異端の審問において、一一五七年のランス教会会議で認められ、当時北フランスで広く行なわれた神盟裁判ではなく「生活と行状をよく知っている他の人々から事実を充分に調査すること」(inquiere)が勧められていることである。⁽³⁶⁾この措置は特殊な例ではなく、一一七〇年キリスト猶子説による新しい異端が生じると、アレクサンデル三世はブリュージュ、ランス、トゥール、ルーアン各教会当局に宛てて、この件の予審には、「賢明で敬虔な人々」を加えるように命じている。⁽³⁷⁾

第三にトゥール教会会議の教令は、トゥールーズ及びガスコニュなどのその近隣地方の異端について言明しており、フランドル地方などの名称はほのかさされていまいことである。この教令は前述の一一一九年のトゥールーズ教会会議、一一三九年の第二ラテラノ公会議などの教令を直接受けているもので、トゥールーズなど南フランスで広まっていたカタリ派を対象としていると考える方が自然と思われる。もしフランドルの異端者がカタリ派のような生活を行っていたならば、multo tempore 教皇につき従

っていた間に明らかになり、これほど微妙な問題は生じなかったであろうし、異端者自身これほど執拗に教皇に潔白の証明を求めなかったにちがいない。異端者の区別が既に存在していた可能性があるとも思われる。

もう一つ、H・グルントマンが挙げているアレクサンデル三世在位中の異端は、一一七〇年代リヨンで生まれたヴァルデス派である。この運動は自発的清貧と巡歴説教を目的とする平信徒の運動であるが、教会は彼らに対し無理解で嘲笑的で、本来的動機において正統的だったヴァルデス派を異端に走らせた⁽³⁸⁾と彼は主張している。

一一七九年の第三ラテラノ公会議の際、ヴァルデスは自発的清貧と巡歴説教の許可を求めて自らローマに赴いた。教皇は感動し「ヴァルデスを抱擁し、彼がたてた自発的清貧の誓願を認可したが、彼あるいは彼の仲間が聖職者の求めなくして、説教の職務を行なうことを禁じた」⁽³⁹⁾。ヴァルデス派の初期についての史料は乏しく判断は難しいが、ヴァルデス派に対して厳しい史料の他にこのラン大年代記を支持する史料が存在している。ドミニコ会士でロンバルディアの異端審問官であったモネタ(一二三五年没)の証言によると、教会の四人の博士、聖アンブロシウス、聖アウグスティヌス、聖グレゴリウス一世、聖ヒエロニムスの教えに従うという条件でヴァルデス派に説教が認可された⁽⁴⁰⁾という。職務上、異端に対し融和的だとは考えられない審問官の証言を信じれば、巡歴説教は実質的に禁止されたかもしれないが、一応条件付認可を受け、自発的清貧は賞賛されたと考えられるのである。そ

してこれは、異端を離れ、司教の監督下に共同生活をおくることを定められたドウランドゥス・デ・エスカの「カトリックの貧者」、あるいはベルナルドゥス・プリムスの「和解した貧者 *pauperes reconciliati*」にインノケンティウス三世が与えた状態と同じである。また第三ラテラノ公会議の教令においてヴァルデス派はカタリ派、パタリア派などとは異なり異端と名指しされていない。⁽⁴¹⁾ 無下に門前払いしたわけではないのである。

更に、A・ドンデーヌとCh・トゥーゼリエの研究によると、第三ラテラノ公会議後、正統の枠内にあったヴァルデス派内に異端的傾向が生じてくると、一一八〇年春頃教皇特使枢機卿司教ヘンリクスがヴァルデスに信仰告白を課した。この信仰告白は、五世紀に聖職候補者の審問のためにつくられた *Statuta Ecclesiae Antiqua* を基礎としている。⁽⁴²⁾ *Statuta* はアリウス派、サベリウス派などの三位一体論、キリスト論などの異端説を断罪している。それに南フランスのカタリ派に特有の諸条項、ヴァルデス派に特有の諸条項を加えて完成された当時の異端に対するカトリック信仰の要約である。トゥーゼリエのこの経緯をめぐる推論によると、フランスへの教皇特使ヘンリクスはカタリ派の活動に不安を感じるとともに、ヴァルデスの率いるグループに注意をひかれ、ヴァルデスを裁くためにリヨンに立ち寄った。その際、携えていた信仰告白（これは教皇庁書記局でつくられた可能性が高い）にカタリ派に対する諸条項を加えたが、ヴァルデスがそれを読み追加を行ない合意の上で誓ったというのである。またこの信仰告白が課せられた時、もちろんヴァルデスは異端者と疑われてはいる

が (*convictus*) 異端者の悔悛に通例課せられる按手礼を行っていない。つまり疑わしいながらも正統信仰の範囲内に留まっていると認められ、⁽⁴²⁾ 正統の枠から逸脱しないように予防的処置がとられたのである。⁽⁴³⁾ アレクサンデル三世は教皇使節を用い様々な問題にあたらせたが、ヘンリクスは使節としての功績を認められて枢機卿にされた人物⁽⁴⁴⁾ であり、ヴァルデスに信仰告白を課したことが彼個人の独断とは考えにくい。教皇座自体の対応と考えるべきであろう。

そしてヴァルデスの信仰告白は教会の伝統の中に存在し、教皇庁の書記局の手によると推測されるだけでなく、後にインノケンティウス三世がドウランドゥス・デ・エスカとベルナルドゥス・プリムスを教会に帰順させようとした際に用いた信仰告白と類似しているのみならず、その原本と考えられ、更に第四ラテラノ公会議の第一条の信仰告白につながっている⁽⁴⁵⁾ のである。ここに何らかの政策上の継続性を認めないわけにはいかない。

アレクサンデル三世の政策は実効性は乏しかったにしても、ある程度明確な方向性をもっており、後の教皇たちの異端対策の先駆となる要素を多く含んでいることは明らかである。列挙すれば、(一)異端問題の最終的決定権は教皇座に属する。(二)過度の厳しさを避け、罪ある者を罰し、罪なき者を許す。(三)異端であるか否かを明らかにするために神盟裁判にかわり生活や教えなどの調査を行なう。(四)改悛しない頑固な異端者に対しては世俗権の協力を命じて断固たる措置をとり、死刑・戦争をも辞さない。(五)教会に帰順する可能性のある正統的な人々については異端に陥らないよ

うに配慮する。などの点が考えられる。グラティアヌスにあらわれているポローニヤ法学の主張の展開と実践がここにかがわれるのである。

彼のこのような異端対策は続く教皇たちにどのように受け継がれていくだろうか。

III

アレクサンデル三世の後継者ルキウス三世の在位中、一一八四年十一月四日ヴェローナにて有名な教令 *Ad Abolendam* が出された。この教令は皇帝フリードリヒ一世との会見の結果出されたもので、カタリ派、パタリア派、フミリアーティ、リヨンの貧者、パッサジアーニ派、ヨゼフィーニ派、アルノルドウス派の名称を列挙し、また異端者を教皇の許可ない説教を行なう者、聖体、洗礼、結婚などの秘跡を教皇庁の考えと異って考えている者に大別して両者を破門した。世俗の君侯たちには処罰のための援助を命じ、平信徒であろうと聖職者であろうと（後者の場合に聖職身分を剝奪した上で）、異端者であればしかるべき刑罰を加えるように定めた。また異端者の存在が報告された場合、司教には巡察を行ない、信頼しうる人々の証言などにより異端を探索するように命じた。この教令は皇帝の支持を受け、帝国全体とイタリアにおいて適用されるものであり、地域的なものではなかった。

しかし *Ad Abolendam* は独創的な要素からなっていたわけではない。アレクサンデル三世主宰のトゥール教会会議（一一六三年）と第三ラテラノ公会議（一一七九年）での諸決定を繰返し、

異端審問の起源に関する一考察

ランス地方などで行なわれていた慣習を帝国全体に拡大したに過ぎない。異端判定は司教の管轄で行なわれ、存在が報告された場合にのみ司教が出向き、住民の宣誓証言による調査が行なわれ積極的ではない。また潔白の証明は神盟裁判ではないが、おそらく宣誓であろうと思われる。⁴⁶

確かに、皇帝と教皇の一致の上に成立した重要なもので、刑罰などについてそれ以後の異端審問制の基礎となったのである。しかしながら、ヴェローナ教令は大きな影響を及ぼし得ず、多くの地方で異端は活発で、ルキウス三世は破門を繰り返さなければならなかった。⁴⁷ 彼に続く教皇たちも、聖地への十字軍問題、ホーヘンシュタウヘン家の圧迫に加え、教皇在位が短かったり、あるいは高齢であったためなどで積極的対策をとることはできなかった。⁴⁸ その間に異端は拡大し、対策はより急務となったのである。

IV

結論から先に述べるならば、インノケンティウス三世の異端及び民衆宗教運動に対する措置は以前の教皇たちの試行錯誤を受け継ぎ、同時に実に広汎に積極的、組織的に実行していったものといえよう。ここではいくつかの例を挙げて彼の政策の継続性と独創性について論じてみたい。

十二世紀末南フランスを中心に異端の脅威は頂点に達していた。異端者が教会堂を占拠して異端の聖務を行ったり略奪を行ったりしたのである。異端者に対して皇帝ハインリヒ六世は一一九六年五月十五日教皇ケレスティヌス三世に共同戦線結成を申

し込み、教皇にペテロの剣をふるい、神の言葉を知らせるために伝道団を派遣してくれるように要請し、されば帝国の協力と物的剣の援助を与えると提案した。この計画は教皇、皇帝両者の死去のため実現しなかったが、異端者に対し聖俗一致した積極的対策をとることが必要と感じられていた。⁽⁴⁹⁾

登位の二ヶ月後の一九八八年四月一日、インノケンティウス三世はオーシュの大司教に彼の裁治権下にあるガスコーニュ地方から異端を追放根絶するよう、またもし必要ならば武装した君侯・民衆の援助を得て強制的に行なうよう命じた。⁽⁵⁰⁾ また教皇は同じ頃、シトー会士たちと自分の聴罪司祭レネリウスを動員して南フランスで説教活動に従事させた。レネリウスは教皇から、異端の破門権、異端の地の聖務執行停止権などを授かった。これらはハインリヒ六世の要請した説教とペテロの剣の行使の実現であるのみならず、アレクサンデル三世が第三ラテラノ公会議で定め実際に彼の教皇特使が実現した異端に対する十字軍という考えと結びついており、後のアルビジョワ十字軍の序曲をなすものである。しかし十字軍についてはこれ以上触れない。

さて、このような武力面における進展の他にインノケンティウス三世の異端対策の継続性と改善点を端的に示しているもの一つと思われるのは一一九九年六月十二日付のメッツ司教宛の書簡である。

「主のおどろ畑を荒らし滅ぼそうと企てる小孤たちを捕えるために教会の高位聖職者は賢明に細心に注意して心を傾ける義務を負っているが、これと同様に彼らが最も用心しなければならぬ

のは、収穫の前に毒麦を刈り集めないことです。それは毒麦と一緒に小麦をも引き抜くことが決してあってはならないためであります。異端の誤謬が許されるべきではないと同様に、敬虔な単純さが弱められるべきではありません。それは私たちの忍耐が異端者たちの大胆な行為を支持したり、過度の短気が単純な人々を困惑させ、彼らが私たちから離反して誤った教えに向かい単純素朴な人々から異端者に変ずるようなことのないためであります。ところで親愛なる兄弟よ、あなたは書簡で私に『メッツ司教区内とメッツ市で……秘かに (in occulto)』という言葉までの事を知らせて下さいました。

とはいえ、疑いの余地ある場合に、簡単に断罪を宣告すべきではありません。なぜなら彼らが信仰において誤ち、救いをもたらす教えから離れたことは、兄弟なる司教よ、私はあなたの書簡を通じて確認できないし、このように聖書を翻訳した者たち、及び翻訳した聖書をこのように現在教えている者たちの意見と生活を私は全く知らないからです。またこの両者の活動のいづれも一翻訳と説教は無学では行ないえないことでもあります。もちろんこれらを行なう際に『彼らは秘密の集会を行ない、自らに職務を……守らない (inherent)』という言葉までの点で、当然咎められるべきです。分別あるあなたに使徒座の書簡によって私は委託しかつ命じます。彼らに丹念に忠告するよう努め、彼らが著しく非難に価いすると見えるこれらの活動から完全に離れ、他者に属する職務を自分のものであると要求しないように、道理と勧告によって努力すべきであります。また次のことについて念入りに真実

を究明すべきであります。その翻訳を行なった者は誰か、翻訳者の意図は何か、翻訳を使用している者たちの信仰はどのようなものか、どのような立場の教えを説いているか、使徒座とカトリック教会を彼らは尊んでいるか。これらの事柄、また究明するに必要な他の事柄について、あなたの書簡を通じてより充分知ったならば、どのように決定を下すべきか、私はよりよく理解できるはずであります。しかし、私が非難すべきであると発見した箇所については、彼らを召喚し、聖書に従って断罪する方法を、私は彼ら一般に向けた書簡によりあなたに示します⁽⁵²⁾。」

しかしメッツの異端者たちはなお命令に服さず、「……先の手紙で危険とされた者たちのある者は使徒座の命令に従うことを拒み、彼らのうちある者は、密かにあるいは公然と神にのみ従うと言っている。また秘密の集会を控えず、何人にも派遣されず禁止されているにもかかわらず説教の職務を横領することを恐れていない。自分と異なる人々を拒否し、自分たちの翻訳に固執し、司教、大司教、教皇である私にさえ従おうとしない⁽⁵³⁾。……」このような状態に陥っても教皇はシトー、モリモン、ラ・クレテの修道院長たちに、「私が完全に信頼する分別あるあなた方に使徒座の書簡によって命じます。メッツ市に一緒に赴き、その地の司教とともに、前述の翻訳を用いて固執している者たちを召喚し、もし彼らに非難すべき点があったならば、使徒の権威によって上訴を許すことなく矯正しなさい。もし万一彼らがあなたの矯正を受け入れようとしなかったならば、書簡を通じて私が司教に伝え、あなた方に前にのべた条項について、あるいは他の条項について細

異端審問の起源に関する一考察

心に真実を究明しなさい。そして発見したことをあなたがたの使節と書簡により十分に報告して下さい。あなた方によって情報を得て、私が正しく裁定を下せるようになります。……もし司祭M・クリスピヌスと彼の仲間Rを有罪であると思つたならば、上訴を許さず教会法に従って罰しなさい⁽⁵⁴⁾。……」

この措置においては、一一六三年の教皇アレクサンデル三世のフランドルの異端に対する措置と強い連続性が示されている。(一)、罪ある者が許されないように、罪なき者が罰せられないように配慮しなければならぬと主張していること。(二)全ての情報が入手される前に判断を下すことを留保していること。(三)異端者について調査するように命じていることである。そして彼は単にメッツの異端者に融和的であつただけではなく、罰し、後には彼らに対し十字軍を召集した。彼は単に継続しただけではなく、強化していったのである。アレクサンデル三世の命じたように異端者とされた人々をよく知っている人々に聞いて調査するのではなく、またヴェローナ教令にみられるようにやはり宣誓証言によるわけではない。インノケンティウス三世は宗教生活をよく理解する人々に委員会を結成させ、異端者を召喚して直接調査する方法をとらせているのである。委員会方式は他の多くの異端に対しても用いられ、例えばファミリアーティに対する措置においてもとられた。この場合律修聖堂参事会士出身のヴェルチェリ司教と二人のシトー会修道院長で構成された委員会に、異端者の作製した *propositum* を提出させたのである⁽⁵⁵⁾。迷信的な神盟裁判や噂に基づく証言によるのではなく、直接的吟味によって判断しようとい

うのである。

そして、それ以上に重要なのは、ここで「あなた方によって情報を与えて私が正しく裁定を下せるようにです (Ut per vos certiores effecti, prout procedendum fuerit procedamus)」と書簡の中で述べているように、これらの調査は教皇が判断するための資料であって、ヴェローナ教令にみられるように管区司教の裁量に委ねられていない。他の聖職者が罰しうるとしても、それは教皇が上訴を許さずという条件を与えることによって行ないうるのであった。言葉も、rogare, sollicitare, mandare というものから per apostolica scripta mandare et praecipere というより強い調子にかわっている。そして小麦と毒麦の比喻もワゾーとは異って用いられている。判断は終末の時から、キリストの現在の代理人の手に移ったのである。

教皇庁の異端立法における立場はローマ法の導入によってさらに強められた。ローマ法は以前から研究され、教会規律に一致する限りにおいて採用されていた。⁽⁵⁶⁾ 例えば異端立法について、財産没収、官職剥奪などの刑はローマの異端立法を抜きにしては考えられないし、またヴェローナ教令にみられる民衆の異端告発の義務も同様であろう。⁽⁵⁷⁾ インノケンティウスは若い頃ボローニャでローマ法を学んだが、一一九九年三月二十五日のヴィテルボ市宛の教令 *Vergentis in senium* において、彼は教皇庁に *Majestas* の概念を適用し、ローマ法に従って異端を大逆罪と同一視した。⁽⁵⁸⁾ *Majestas* という表現はホーエンシュタウフェン朝の勅令に多く見られ、⁽⁵⁹⁾ アラゴン王国の一一九七年の王令では既に適用され異

端は大逆罪とされているが、⁽⁶⁰⁾ 教皇令においては初めて適用されたものであった。こうして例えば財産没収刑は全ての所有権は神に属するという教会法上の根拠に加え、ローマ法上の根拠を与えた。教皇庁は現実に使っていたローマ法に沿った措置に法的基礎を与え強化しただけでなく、後の教皇たちにさらなる発展の方向を与えたのである。

異端対策がこのように法的に厳密化し、教皇権に属することは、一二一五年十一月十一日に開かれた第四ラテラノ公会議においてより強められた。この公会議では教会改革のため多くの決定がなされたが、第一条でカトリック信仰を定めた信仰告白が宣言された。そしてこれ以降、この信仰告白に反するすべての異端者を破門に処し世俗権によってふさわしい罰を与えると第三条で決られたのである。 *Excommunicamus itaque anathematizamus omnem haeresim, extollentem se adversus hanc sanctam orthodoxam et catholicam fidem, quem superius exposimus,...*⁽⁶¹⁾ 第二条で定められた刑罰及び義務はヴェローナ教令で定められたものとはほぼ同じで以前の諸教会会議の決定を繰り返し、集大成したものではあったが、これ以降教会は神盟裁判などの迷信的判断に聖職者が参加することを禁止し「異端とは何か」は教皇庁が定めた信仰告白に則って「学問的」に定まることになった。インノケンティウス三世の在位中、教皇権は帝国の内紛あるいは他の諸国の困難から利益を受け、絶頂に達した。確かに通例いわれるように、これは絶対的権力では決していない。現実認識と妥協の上に成立していたものである。しかし、現実の範囲内にお

いては、彼は最大限可能な主張を行なったのである。異端問題における教皇座の優越は、この動きの一環であり、両者を切り離すことは不可能なのである。しかし同時にこの措置によって神学的知識と経験に富んだ人物が審問官として必要となった。司教の多くはこの任務に不適格で、後に異端審問は教皇に直属する托鉢修道会に任され、教皇権の管轄下に完全に入ることになってしまふのである。同時にまた異端か正統か微妙な境界的領域にいた人々は態度を決定せざるを得なくなり、新たな異端をつくり出すことにもなったのである。

さてインノケンティウス三世の民衆宗教運動対策の他の一面である吸収策も教皇権の上昇という観点から把握することが必要と思われる。確かに彼は民衆の宗教的情熱を教会の内に吸収しなければ大きな危険が生じることをよく理解していた。しかし司教たちの反対にもかかわらず寛容と保護を主張しつづけるには、やはりその裏付が必要であろう。

例えば、その顕著な例はファミリアーティである。このグループは十二世紀にロンバルディアを中心に生まれ、平信徒など様々なタイプの人々で構成され定住的で手労働によって糧を得て宗教的生活をおくっていたものであった。ラン大年代記によると彼らはヴァルデスと同じく一一七九年の第三ラテラノ公会議の時に、教皇アレクサンデル三世に認可を求めに行ったが、教皇は彼らの生活形態は認めたと使徒的活動については狭い枠をはめたという。⁽⁶²⁾

後に一一八四年十一月四日の *Ad Abolendum* によって異端者と名指しされ断罪されたが、一一八六年ミラノ近郊のファミリアーテ

イの一グループが教会に戻り、ウルバヌス三世によって漠然とした認可を受けた。⁽⁶³⁾しかし、彼らはより教会法上明確な認可を求めて、一一九八年あるいは一一九九年インノケンティウスに認可を求めたのである。

当初インノケンティウス三世はファミリアーティ全員に同一の認可を与えようとしたが、委員会の調査あるいは彼自身の調査の結果、ファミリアーティを年次総会で結ばれている三つのグループからなる団体として認め、それぞれに文書を与えた。第一のグループは既婚の平信徒からなり、それぞれが家族を構えて生活し、食事、祈り、特別の福音の教えの実践を共通に行なっていた。第二のグループは独身の平信徒からなり、禁欲生活を目的とする文書を与えられた。⁽⁶⁴⁾第三のグループは聖職者からなり律修参事会士の団体とされた。この一連の文書によって、ファミリアーティのそれぞれの生活や志向に変更を加えることなく教会の内に取り入れ、そして在俗聖職者の非難に対して保護を与えたのである。

ところで宗教生活を目的とする3つのグループからなる団体には先駆が存在する。それはスペインの再征服運動に携わる騎士たちのためにつくられた聖ヤコブ騎士修道会である。彼らはテンブル騎士団員のように結婚を放棄しようとはしなかったが、従順の誓いをたて財産を共有する準備はあった。一一六一年、三つのタイプ、(一)貞潔の義務のない結婚した騎士、(二)貞潔の誓いをたてた独身の騎士、(三)看護者あるいは教師の役を果す聖職者からなる騎士修道会が創設され、一一七五年アレクサンデル三世はこの会の創設とその三つのタイプを認可した。聖ヤコブ騎士修道会に真の

修道会としての資格を与えるためには、第一のタイプの人々が既婚者の平信徒であるという状態が障害であったが、教皇はその問題を避け、従順の誓いに新たに痛悔の意味を与えた。教皇が言うには、これに貞潔の誓いが加われればより完全であるが、神は既婚者も等しく完全の状態となることを望まれている。この会の既婚者は他のタイプの人々とともに救いを得ることができる。なぜならば、彼らは痛悔の心を持ち戦いの危険に身をさらし、キリストが常に天上の父の御意志に一致していたように唯一の主人に常に従っているからである。平信徒が自らの生活を維持したまま、宗教的生活をおくれるという突破口が開かれたのである。⁽⁶⁵⁾

この教皇の認可は当時北イタリアなどに数多く見られた様々な痛悔者の団体を抜きにしては考えられない。それらの団体は司教の管轄下にあつて、農耕型—ホスピティウム型、共同所有型—個人財産所有型、妻帯型—貞潔型、共住型—散住型、都市型—農村型など様々に別れていた⁽⁶⁶⁾のである。これらの団体は法的には立場が明確でないものが多く、異端に陥ったり、あるいは当局に疑問視されるものが多かった。アレクサンデル三世以降このような平信徒団体への教皇庁の関与は次第に強まっていた。インノケンティウス三世の政策は、このような運動に規律を与え、多様性を制限し同時に教会の枠組の中に位置づけようという十二世紀中葉頃からの方針に沿って考える必要があると思われる。

インノケンティウス三世の政策は、更に進んで、彼ら民衆の志向を認め、一度は異端とされたものまでも吸収し、地方の在俗聖職者の非難に対して保護を繰返し与えた。その組織性と一貫性が

大きな特徴となっているのである。インノケンティウス三世の吸収策は、宗教団体に教皇庁が管区の司教の権限を越えて認可を与えるという流れにおいて考えるべきである。そしてその際はより法的に厳密化し、提出されたものを承認するだけでなく、彼自身で文書を示し、あるいは起草するように強く干渉したのである。単に受動的な態度はもはや見られない。そしてこのような民衆運動を教皇権に直属させようという志向は、なお不明な点が多いがフランシスコ会の創設・認可へと結実するのである。

インノケンティウス三世にはもはや、ワゾーの発言に見られるような神の裁きにまかせるといふ態度は消え去り、靈的領域におけるキリストの代理人である教皇による明確で最終的判断が主張されるようになるのである。

結

以上、教会、特に教皇庁の異端対策を概略したが、制度化、地上化、教皇中心化の傾向がみられた。そしてこの傾向はインノケンティウス三世の時代に突然現われるのではなく、彼に先立つ人々の活動にみられ実践的には特にアレクサンデル三世の教皇在位期に既に見られるのである。ポローニヤ法学の伝統とアレクサンデルの試行錯誤をインノケンティウスは受容消化して、異端を罰するにも、吸収するにもより法的、より実効的なものにしていったのである。これは単にインノケンティウス三世の個人的業績のみに帰してはいけないのである。

そしてこのインノケンティウス三世の方針は彼自身の治世で終

わるわけではない。彼の剛柔両面の政策は後の教皇たちに、あまりに厳格すぎる形態をとるとしても、受けつがれ発展していったのである。罰する方は異端審問制度にと受け継がれていったことは周知のことである。許す方は後の教皇たち、例えばホノリウス三世、グレゴリウス九世のフランシスコ会保護の立場に現われている。彼らの保護と規制なくしてはフランシスコ会の相反する諸傾向はいよいよ分裂し異端化の傾向は強まったにちがいない。インノケンティウス三世の方針は、後の教皇たちによって単に強硬な面が受け継がれ強化されていくだけではなく、政策全体が継承され展開していったのである。そこに中央にある教皇個人と地方の高位聖職者の対立を見るよりも、一貫した流れに沿って教皇は行動し後の基礎をすえたと考えるべきであろう。

註

- (1) H. Maisonneuve, *Études sur les Origines de l'Inquisition* (Paris, 1960) pp. 29-44. この問題は本稿の目的ではないが、やはりこの分野にせよアウグスティヌスの影響は決定的だった。
- (2) H. Grundmann, 《Oporet et haereses esse》: Il problema dell'eresia rispecchiato nell'esegesi biblica medievale》 in *Medioevo Ereticale* (Bologna 1977) pp. 29-66. tr. from 《Oporet et haereses esse》, in *Archiv für Kulturgeschichte* (1963)
- (3) H. Grundmann, *Movimenti Religiosi nel Medioevo* (Bologna, 1980) tr. from, *Religiöse Bewegungen im Mit-*

異端審問の起源に関する一考察

- telalter* (Darmstadt, 1961)
- (4) R. I. Moore, *The Birth of Popular Heresy* (London, 1975) p. 9
- (5) Grundmann, 《Oporet》 p. 39
- (6) *ibid.* p. 53
- (7) F. Peters, *Heresy and Authority in Medieval Europe* (London, 1980) pp. 72-74
- (8) H. Maisonneuve op. cit. pp. 99-100, Moore, pp. 21-24
- (9) H. Grundmann 《Oporet》 pp. 64-65.
- (10) Moore, op. cit. pp. 10-15
- (11) *ibid.* pp. 19-21
- (12) Moore, op. cit. pp. 1-7 またなぜ異端が罰せられねばならぬかにについては、種々説明はあるが、その一つとして、新しい社会秩序の定着により、それを強制する動きと、それに反発する動きの激化があげられよう。それ故に、異端者は、聖職者に定められた職務を横領したと非難せられたのである。この問題、特に貞徳については、G・トチャー「中世の結婚」(昭和六〇年、新評論)及び、H. Taviani 《Le mariage dans l'hérésie de l'an mil》 in *Annales E. S. C.* (1977) 参照。
- (13) *ibid.* pp. 21-24
- (14) S. Chodorow, *Christian Political Theory and Church Politics in the Mid-Twelfth Century: The Ecclesiology of the Gratian's Decretum* (Berkeley-Los Angeles-London, 1972)
- (15) Maisonneuve, op. cit. pp. 78-79
- (16) *ibid.* p. 71
- (17) *ibid.* p. 65

(18) *ibid*, pp. 76-79

(19) *ibid*, p. 122. Eos, qui religionis speciem simulantes Dominici corporis et sanguinis Sacramentum, baptisma puerorum, sacerdotium et caeteros ecclesiasticos ordines et legitimarum damnant foedera nuptiarum, tamquam haereticos ab Ecclesia Dei pellimus et damnamus et per potestates exteras coerceri praecipimus. Defensores quoque ipsorum ejudem damnationis vinculo... innodamus, (Mansi XXI, col. 234)

(20) *Maisonneuve*, op. cit. p. 102

(21) *ibid*. pp. 108-111

(22) Bouquet, *Recueil des Historiens des Gaules et de la France*, XV. 790 Alexander episcopus, servus servorum Dei, venerabili fratri Henrico Remensium archiepiscopo salutem et apostolicam benedictionem. Burgenses illos haereticos et doctrina fidei depravatos, contra quos proprias literas tua fraternitas ad nostram praesentiam destinavit, dure satis, sicut dignum videbatur, recepimus, et eam illis asperitatem ostendimus, quam viris talibus a nobis congruit exhiberi. Scire autem debet tuae discretionis prudentia, quia cautius et minus malum est, nocentes et condemnandos absolvere, quam vitam innocentium severitate ecclesiastica condemnare; et melius viros ecclesiasticos plus etiam quam deceat esse remissos, quam in corrigendis vitiis supra modum existere et apparere severos, testante utique Scriptura, quae ait, *Noli nimium esse justus*, et alibi *Qui multum emungit,*

elicit sanguinem. Nos autem tibi, sicut carissimo filio nostro, tam in his quam in omnibus aliis, in quibuscumque secundum Deum possumus, deferre volentes, et personam tuam propensius honorare, quod exinde de consilio fratrum nostrorum debemus statuere, fraternitati tuae in proximo, auxiliante Domino, rescribemus...]

(23) Bouquet, XV. 790 [... Archiepiscopus Remensis H. frater meus, nuper in Flandriarum terram profectus, ibi invenit homines depravatos, erroris pessimi sectatores, in Manichaeorum lapsos haeresim, qui vulgo Populicani vocantur, et per quasdam observationes quas habent, meliores apparent quam sint; et si forte prosperati fuerint, dispendium magnum erit nostrae fidei, praesertim in partibus illis, ubi iniquitas pullulavit et radices altius fixit. Si voluisset archiepiscopus solummodo ut parceret iniquis istis, et toleraret pravitatem hanc, pro hujusmodi redemptione habuisset pecuniam magnam nominatam, videlicet sexcentas argenti marcas. Quia apud eum non patebat illis refugium, proclamaverunt ad audientiam vestram. Sed rem tam venenosam, tam perniciosam, attendat diligentius vestra sapientia, et velit ut tanta pestis potius evellatur quam pullulet. Precamur itaque attentius pro honore fidei christianae, ut ex consilio archiepiscopi carissimi filii vestri rem provenire sinatis, ut illi scilicet destruantur qui contra Deum eriguntur; et severitas in tales commendabilis erit apud omnes qui in patria illa pietatis amatores sunt. Et si aliter

egeritis, non expedit fidelium mentibus, quorum murmur non sedabitur facile, in blasphemiam vestram et sanctae Romanae ecclesiae ora quamplurimorum aperietis...」

(㉞) Bouquet, XV.792 「...Literas super negotio illorum qui in Flandriae partibus haeresis arguuntur, a tua nobis celsitudine destinatas, debita benignitate suscepimus; et earum tenore diligenter inspecto, id excellentiae tuae duximus intimandum, quod cum quidam ex illis, cum pluribus literis, nostro se conspectui praesentassent, asserentes se penitus totius haereticae pravitatis immunes, eos ad iudicium venerabilis fratris nostri Henrici, Remensis archiepiscopi, cum nostris volumus literis destinare. Illis tamen ad eum ire nolentibus, duo ex ipsis absque literis recesserunt, et apud nos usque modo remanserunt; nolentes aliqua ratione reverti, sed potius a nobis justo iudicio iudicari. Nos tamen, quibus in proposito semper et voluntate consistit consilium tuum in omnibus, quae cum Deo ac iustitia possumus, exsequi, nulla ratione illos volumus audire, nec aliquatenus audiemus, donec super hoc tam tuum quam praedicti archiepiscopi atque aliorum religiosorum virorum consilium plenius habeamus. Voluntatis enim et propositi est in omnibus, prout duximur, consilium tuae sublimitatis admittere, honori et exaltationi tuae studiosa sollicitudine vigilanter intendere, teque sicut carissimum filium et praecipuum post Dominum ecclesiae defensorem exaudire propensius et in omnibus honorare...」

(㉟) Bouquet, XV.799-800. 「...Fervorem tuae sincerissimae devotionis circa sacrosantam Romam ecclesiam, et specialiter circa personam nostram, jugiter effectu operis recognoscentes, desiderium gerimus et voluntatem te, sicut carissimum fratrem nostrum et principale membrum ecclesiae, totius dilectionis brachiis amplecti, et honori quoque et commodis tuis ferventius anhelare. Licet autem G. J. R. et quamdam mulierem cum eis, R. nomine, atque alios socios eorum Atrebatenses cives, qui multo tempore nos et curiam nostram sunt secuti, iustitiam super diffamatione sua instantius offerentes, a nobis repellere modis omnibus intenderemus, quia tamen nobis summopere praecavendum est ne nocentes solvamus et innoxios condemnemus, tuae utique volentes fraternitati deferre, factum ipsum, quousque consilio et deliberatione tua et ecclesiae tuae, atque fratrum nostrorum episcoporum de regno Francorum, latius perfruamur, digne duximus prolongandum, eosdem cives interim ad propria remittentes; ita quidem ut cum a nobis vocati fuerint, ad nostram praesentiam debeant accedere, et iudicium nostrum et ecclesiae sine ulla contradictione recipere et firmiter observare. Unde fraternitatem tuam diligentius sollicitamus, ut factum ipsum per alias personas, quibus ipsorum civium vita et conversatio innotuit, plenius inquiras et nobis studeas intimare; ut nos tam tuo quam ecclesiae tuae et aliorum fratrum nostrorum episcoporum consilio et deliberatione usi pariter

et instructi in eodem negotio utiliter, auctore Domino, procedamus. Quoniam vero nolumus nec est dignum ut praedicti cives interim jacturam vel periculum quodlibet in personis aut in rebus suis valeant ustinerse, fraternitati tuae mandamus quatinus concivibus suis mandando significes ne in personas vel bona ipsorum detrimentum praesumant aliquod vel gravamen inferre. ...」

(28) Fliche et Martin, *Histoire de l'Eglise*, IX; *Du Premier Concile du Latran à l'Avènement d'Innocent III (1123-1198)* par A. Fliche, R. Foreville J. Rousset de Pina (Paris, 1953)

(29) M. Pacaut, *Alexandre III* (Paris, 1956) p. 261

(30) Mansi, XXI. col. 1177 In partibus Tolosae damnanda haeresis dudum emersit, quae paulatim more cancri ad vicina loca se diffundens, per Guasconiam et alias provincias quamplurimos jam infecit. Quae dum in modum serpentis intra suas evolutiones absconditur, quanto serpit occultius, tanto gravius Dominicam vineam in simplicibus demolitur. Unde contra eos, episcopos et omnes Domini sacerdotes in illis partibus commorantes vigilare praecipimus, et sub interminatione anathematis prohibere, ut ubi cogniti fuerint illius haeresis sectatores, ne receptaculum quisquam eis in terra sua praebeere, aut praesidium impertire praesumat.... Quisquis autem contra haec venire tentaverit, tanquam particeps iniquitatis eorum, anathemate feriatur. Illi vero si depr-

ehensi fuerint, per catholicos principes custodiae mancipati omnium bonorum amissione, mulcentur. Et quoniam de diversis partibus in unum latibulum crebro conveniunt, et praeter consensum erroris nullam cohabitandi causam habentes, in uno domicilio commorantur: talia conventicula, et investigentur attentius, et si vera fuerint, canonica severitate vetentur.

(31) Mansi, XXI. col. 1160 Constituit etiam, ut quicumque princeps saecularis ab ecclesiastico monitus, jurisdictionem temporalem in eos non curaverit exercere, sit cum eis simul vinculo anathematis innodatus: quemadmodum statutum et in Lateranensi Concilio, ...」

(32) Maisonneuve, op. cit., p. 127

(33) ibid. p. 81. <Judex vero haereticos puniendo vel suis rebus expoliando non malum pro malo, sed bonum pro malo. justumque pro injusto reddere non dubitatur.>

(34) ibid. p. 80-81. <Causa vero correctionis et justitiae malos interficere Deo vere est mistrare>

(35) H. Tillmann, *Pope Innocent III*, (Amsterdam, 1980) p. 249 tr. from *Papst Innocenz III* (Bonn, 1954)

(36) Maisonneuve, op. cit. p. 118

(37) Pacaut, op. cit. p. 263 ㉞

(38) Maisonneuve op. cit. p. 118

(39) ibid.,

(40) Grundmann, <Movimenti> pp. 59-62

(41) Chronicon Univerale Anonymi Laudunensis MGH. SS. XXVI 449. ... Waldesium amplexatus est papa, appro-

- bans votum quod fecerat voluntarie pauperitatis, inhibe-
 ns eidem, ne vel ipse aut socii sui predicacionis officium
 presumerent nisi rogantibus sacerdotibus....]
- (92) Ch. Thouzellier, *Catharisme et Valdésisme en Langue-
 edoc* (Paris, 1965) pp. 24-25
- (93) G. Gonnet, *Enchiridion Fontium Valdensium* (Torre
 Pellice, 1958) pp. 29-30
- (94) Thouzellier, op. cit. pp. 25-36. A. Dondaine, <Aux Ori-
 gines du Valdésisme, Une Profession de Foi de Valdès,>
 in *A. F. P.* (XVI.) 1946. pp. 191-235
- (95) M. Pacaut <Légats d'Alexandre III (1159-1181)> *R. H.*
E. (1955) pp. 821-838
- (96) Thouzellier, op. cit. pp. 23-24
- (97) *ibid.*, pp. 30-36
- (98) *Maison neuve* op. cit. pp. 151-155, Thouzellier, op. cit.
 pp. 45-46
- (99) *Maison neuve*, op. cit. pp. 155-156
- (100) この問題が興の検証が必要である。この時期の教皇は
 の活動が教皇制度に大かた影響を及ぼしてゐる。
- (101) *ibid.* pp. 155-156. Thouzellier, op. cit. p. 138
- (102) *ibid.*, p. 139.
- (103) *ibid.* pp. 140-141
- (104) Migne, *PL*. 214. col. 698-699.; Licet Ecclesiarum pr-
 aelatis incumbit ad capiendas vulpes parvulas quae de-
 moliri vineam Domini moluntur, prudenter et diligent-
 erintendere: sic est eis summopere praecavendum ne
 ante messem zizinia colligantur, ne forsan, quod absit!

cum eis etiam triticum evelletur. Sane sicut non debet
 haeretica pravitas tollerari. Sic enervari non debet reli-
 giosa simplicitas; ne vel patientia nostra haeticis
 audaciam subministraret, vel simplices impatientia multa
 confundat, ut nobis dirruptis convertantur in arcum per-
 versum, et in haeticos de simplicibus commutentur.
 Sane significasti nobis per litteras tuas, frater episcopo,
 quod tam in dioecesi quam urbe Metensi, etc., *ut supra*
usque ad verbum in occulto. Quia vero in dubiis non
 est de facili sententia proferenda, cum quod vel iidem
 errent in fide vel a doctrina discrepent salutari, nobis
 per tuas litteras, frater episcopo, non duxeris experime-
 ndum, cum opinionem et vitam eorum penitus ignoremus
 qui sacras Scripturas taliter transtulerunt, aut eorum
 qui docent taliter iam translatas, quorum neutrum potest
 fieri sine scientia litterarum, licet in his arguendi
 merito videantur quod occulta conventicula celebrant,
 officiam sibi, etc. *usque ad verbum* non inhaerent; discer-
 etioni vestrae per apostolica scripta mandamus atque
 praecipimus quatenus eos commonere diligentius stude-
 atis, rationibus et exhortationibus innitentes ut ab his
 in quibus apparent reprehensione notabiles, omnino de-
 sistant, nec officium sibi vindicent alienum. Inquiratis
 etiam sollicitate veritatem: quis fuerit auctor translatio-
 nis illius, quae intentio transferentis, quae fides utenti-
 um, quae causa docendi, si sedem apostolicam et catholi-
 cam Ecclesiam venerentur; ut super his et aliis quae

necessaria sunt ad indagandam plenius veritatem per litteras vestras sufficienter instructi, quid statui debeat melius intelligere valeamus, Revocandi autem eos et convincendi secundum Scripturas super his quae reprehensibilia denotavimus, viam vobis litteris, quas communiter illis dirigimus, aperimus...」

(53) Migne, *PL*. CCXIV. col. 794. ... quibusdam eorum clanculo, quibusdam vero jam publice obediendum esse dicentibus soli Deo; ab occultis etiam conventiculis non cessantes, officium praedicationis occulte, licet a nullo mittantur, prohibiti etiam, sibi non metuunt usurpare; aspernante sibi dissimiles et translationi eidem usque adeo insistentes, ut se nec episcopo nec metropolitano suo nec nobis ipsis asserant parituros. ...

(54) Migne, *PL*. CCXIV. col. 794. ... discretioni vestrae de qua plene confidimus, per apostolica scripta mandamus atque praecipimus quatenus ad civitatem Meten. pariter accedentes, cum eodem episcopo convocetis coram vobis nobis talia sapientes et adhaerentes translationi praedictae, et si fieri poterit quae in eis reprehensibilia fuerint, auctoritate freti apostolica, sublato appellationis obstaculo corrigatis. Quod si correctionem vestram recipere forte noluerit, inquiratis super capitulis illis quae in litteris quas episcopo miseramus expressa fuisse superius vobis expressimus et aliis etiam diligentius veritatem, et quod inveneritis, per nuntium vestrum et litteras plenius intimetis; ut per vos certiores effecti, prout pro-

cedendum fuerit procedamus. ... Ad haec M. Crispinum presbyterum et R. socium ejus, si ... inveneritis esse reos, ipsos appellatione remota, canonice puniatis. ...

(55) B. Bolton, <Papal attitudes to deviants 1159-1216> in *Studies in Church History* IX. (Cambridge 1972) p. 87

(56) Maisonneuve, op. cit. p. 157

(57) ibid., pp. 29-36

(58) ibid., pp. 156-158

(59) ibid., p. 156, n. 35

(60) ibid., pp. 139-141

(61) Gonnet, op. cit. pp. 158-163

(62) Chronycon Universale Anonymi Laudunensis MGH. SS. XXVI 449

(63) M. Maccarrone, <Riforma e sviluppo della vita religiosa con Innocenzo III.> in *Rivista di Storia della Chiesa in Italia* XVI (Rome, 1962) pp. 46-47. B. Bolton, <Innocent III's treatment of the Humilitati>, in *S. C. H.* VIII. (1972) p. 74

(64) Maccarrone, loc. cit. pp. 46-51

(65) G. G. Meerssemann, <I Penitenti nei secoli XI^e-XII^e.> in *I Laici nella <Societas Christiana> dei Secoli XI^e-XII^e.* (Milano, 1968) pp. 332-335

(66) G. G. Meerssemann, et E. Adda, <Pénitents ruraux communaux en Italie au XII^e siècle>, in *R. H. E.* XLIX (1954) pp. 343-390